

「石狩川（下流）水系外流域治水協議会（第4回）」を開催しました

～ 流域治水の本格的な実践に向け取組を推進していきます ～

「石狩川（下流）水系外流域治水協議会（第4回）」を下記のとおり開催し、議事内容についてすべて承認されましたのでお知らせいたします。

【主な議事内容】

- 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップについて
- 2級水系幌川、群別川、浜益川、濃屋川、正利冠川、旧知津狩川の流域治水プロジェクトに係る検討について
- 千歳川流域の治水上の課題や今後の気候変動の影響による水害の頻発化・激甚化を踏まえ、早期に千歳川流域における水害への安全性の向上を図るため、**北海道で初となる石狩川水系千歳川等の特定都市河川への指定に向けた検討**を流域4市2町・北海道と連携し進めていること、及び**千歳川流域治水相談窓口の開設**について（※別添資料参照）

記

- 1 開催日 令和5年3月24日（金）
- 2 開催方法 書面による開催
3. 協議会の構成員

札幌市長、江別市長、千歳市長、恵庭市長、北広島市長、石狩市長、当別町長、新篠津村長、夕張市長、岩見沢市長、美唄市長、芦別市長、赤平市長、三笠市長、滝川市長、砂川市長、歌志内市長、深川市長、南幌町長、奈井江町長、上砂川町長、由仁町長、長沼町長、栗山町長、月形町長、浦臼町長、新十津川町長、妹背牛町長、秩父別町長、雨竜町長、北竜町長、沼田町長、富良野市長、上富良野町長、中富良野町長、南富良野町長、幌加内町長、石狩振興局長、空知総合振興局長、上川総合振興局長、胆振総合振興局長、空知総合振興局副局長、上川総合振興局副局長、東北北海道整備局北海道水源林整備事務所長、石狩森林管理署長、空知森林管理署長、空知森林管理署北空知支所長、上川南部森林管理署長、札幌管区气象台気象防災部長、旭川地方气象台長、札幌開発建設部長、旭川開発建設部長（順不同）

- 4 議事内容
1. 各地域部会開催結果の報告について
 2. 1級水系流域治水プロジェクトのフォローアップについて
 3. 2級水系流域治水プロジェクトのフォローアップ及び新規プロジェクト検討について
 4. 千歳川流域における特定都市河川指定に向けた検討について
 5. 石狩川（下流）水系流域治水プロジェクトの取組について
 6. 今後のスケジュールについて
 7. その他連絡事項について
- 5 その他 第4回会議資料及び議事要旨、協議会のこれまでの経緯等は、札幌開発建設部のホームページに掲載しています。
- https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/kasen_keikaku/gburoi000000z0s1.html

【問合せ先】石狩川（下流）水系外流域治水協議会事務局

○協議会全般、石狩川（下流）水系流域治水プロジェクトに関わること。

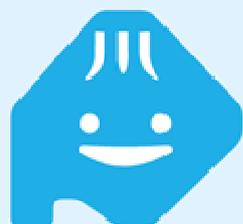
国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部（電話番号011-611-0329 ダイヤルイン）
流域治水対策官 森田 共胤



札幌開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/>

○2級水系流域治水プロジェクトに関わること。

北海道 空知総合振興局 札幌建設管理部（電話番号 011-561-0452 ダイヤルイン）
治水課 課長 立川 義通



かわたび
ほっかいどう



千歳川流域の特定都市河川の指定

官民一体となった流域治水の実効性を高めるため、千歳川流域4市2町・北海道・国が連携し、千歳川流域の特定都市河川への指定及び、浸水被害の防止・軽減を図る流域水害対策計画を策定し、水害に強い地域づくりを目指して参ります。

流域住民等への事前周知

- ・ 広報誌、HP等、国による特定都市河川等相談窓口の開設



指定の手続き

- ・ 指定に係る国から関係者※への法定意見聴取 等
※北海道及び流域自治体・下水道管理者



特定都市河川・流域の指定

- ・ 国土交通大臣による特定都市河川・流域の指定
- ・ 雨水浸透阻害行為の許可申請開始（北海道による許可体制）



流域水害対策協議会 設置及び開催

- ・ 構成員（河川管理者、知事、市町村長、下水道管理者 等）
- ・ 協議事項（計画の策定、対策等の検討 等）



流域水害対策計画 策定

- ・ 特定都市河川流域の浸水被害の防止を図るための対策に関する計画



流域水害対策計画にもとづく 整備・対策の推進

※ 各段階のスケジュールについては現時点案

（参考）石狩川水系千歳川等の特定都市河川指定に向けた検討に関する情報は、札幌開発建設部のホームページ第4回流域治水協議会資料4に掲載しています。

https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/kasen_keikaku/gburoi000000z0s1.html

石狩川水系千歳川等の特定都市河川指定に向けて 「千歳川流域治水相談窓口」を開設します

千歳川流域における「流域治水」の本格的な実践、及びそのための新たな法的枠組みである「特定都市河川」制度の活用に向け、関係市町等による様々な流域治水に関する取組を支援する「千歳川流域治水相談窓口」を、4月3日より新たに江別河川事務所及び千歳川河川事務所に開設します。

■ 江別河川事務所 流域治水相談窓口の連絡先

- ・ 住所 江別市高砂町 5
- ・ 電話 011-382-2358
- ・ 担当者 副所長
- ・ メール
hkd-sp-ebetsukasen@gxb.mlit.go.jp



■ 千歳川河川事務所 流域治水相談窓口の連絡先

- ・ 住所 千歳市住吉1丁目1番1号
- ・ 電話 0123-24-1114
- ・ 担当者 副所長
- ・ メール
hkd-sp-chitosegawakasen@gxb.mlit.go.jp

